

## 就学援助制度について

### 1 就学援助は、下記のような場合に受けることができます(例)。

- ・生活保護を受けている場合や、生活保護が停止又は廃止された場合
- ・世帯員全員の市民税が非課税の場合
- ・世帯員全員が国民年金掛金の免除を受けている場合
- ・児童扶養手当を受給している場合(児童手当ではありません。)
- ・その他就学が困難である状況に該当する場合(下記5その他参照)

### 2 就学援助の内容について

#### ○就学援助の内容

就学援助は、新入学児童生徒学用品費(1年生のみ)、学用品費、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代(最上位学年のみ)等に要する費用の一部をお支払いいたします。支払方法は、原則として、各学期末(7月、12月、翌年3月)に保護者指定金融機関口座にお振込みするものといたします。

### 3 就学援助の申請について

就学援助申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、児童生徒が在籍する学校に対し、提出してください。ただし、提出期限後であっても、家庭状況の変化等により就学援助を必要とする場合には、随時申請を受け付けておりますので、各学校又は輪島市教育委員会教育総務課にご相談ください。

また、小学校または中学校に兄弟姉妹がいる場合は、いずれか一方の申請のみで構いません。

なお、新入学用品費に係る申請書を提出された方につきましては、お手数ですが、改めて就学援助の申請書の提出をお願いします。

### 4 就学援助認定の可否の決定・通知について

提出された申請書等の内容について、輪島市教育委員会で審査を行い、就学援助の認定の可否を決定します。その可否の決定後、速やかに通知いたします。

### 5 その他(その他就学が困難である状況に該当する場合)

上記1「その他就学が困難である状況に該当する場合」について、就学援助の認定の可否を決定する際には、所得証明が必要になります。

この所得証明は毎年7月に更新されることから、その更新前における認定の可否の決定に当たっては、その時点の所得証明を輪島市教育委員会が取得し、必要な金額を算出の上、上記5

のとおり認定を受けたときは、「仮」で就学援助の対象といたします。

ただし、更新後の所得証明により、改めて認定の可否を決定します。その際に、不認定となった場合は、「仮」の就学援助の対象が取消しとなりますので、あらかじめご了承ください。

また、令和6年能登半島地震による被災を起因とした経済的理由のため就学困難と認められる場合は、下記の書類の提出が別途必要となります。

<提出書類>

必ず提出が 必要なもの	① 就学援助申請書 ② り災証明または被災証明書 ※令和6年能登半島地震により被災したことがわかる書類 ③ 申立書 ※被災に起因して収入が減少するなど家計が急変したこと等を具体的に説明する書類 ④ 振込先口座と名義が確認できる通帳やキャッシュカード等のコピー ※申請者(保護者)と同じ名義のもの	
状況に応じ て添付が必 要なもの	要件	添付書類
	主たる家計維持者が死亡し、 家計が急変した	死亡の事実がわかる書類 【例】死亡記載のある住民票 ※輪島市に住民票等があり、申請書の調査承諾書に署名された場合は添付不要
	主たる家計維持者が離職・休 職せざるを得なくなり、家計が 急変した	離職・休職したことがわかる書類 【例】離職票、離職証明書、雇用保険受給資格者証、失業保険受給証明書、勤務先からの休職命令通知、傷病手当の受給証、勤務先の被災証明書、休廃業等の届書など
	市町村民税特別措置に基づく 市町村民税や等固定資産税の 減免を受けた	減額または免除されていることがわかる書類 【例】減免通知書、減免相当の被災区分が記載された罹災証明書など
その他	状況に応じて必要な書類	

※証明書は全てコピーを提出ください。

ご不明な点がございましたら、各学校又は輪島市教育委員会教育総務課へお問い合わせください。

輪島市教育委員会 教育総務課 Tel.23-1171
----------------------------